

## エステティシャン試験制度に対する認証基準運用規程

### (目的)

- 第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本エステティック機構（以下、「当機構」という。）定款第3条に示す目的を達成するための同定款第4条（2）の活動として、エステティシャン試験制度（以下、「試験制度」という。）に対する認証事業に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 試験制度に対する認証事業とは、エステティシャンに対して行う試験及びこの受験資格を得るための教育並びにこれらの試験制度の実施内容・条件等を評価し、当機構の基準に適合するものを認証して公表する事業をいう。

### (試験制度の認証)

- 第2条 認証を希望する試験制度の実施機関は、認証に関する必要な事項を作成し、当機構の「エステティシャン試験制度に対する認証基準」（以下、「本認証基準」という。）で定めるところにより、これを当機構に提出して、その試験制度が適当である旨の認証を受けることができる。
- 2 認証を希望する実施機関は、試験制度に関する必要な事項として、当機構の「エステティシャン試験制度に対する認証事業における申請受理規程」で定めるところにより、同規程で定める様式に従い、必要な事項を記載した申請書に本認証基準で定める書類を添付して、当機構に提出しなければならない。ただし、当機構は、認証を希望する実施機関に対し、審査過程において必要に応じて指導等を行うことができる。
- 3 当機構は、第1項の申請があった場合において、本認証基準に基づき、当該試験制度に関する必要な事項が適合するものであると認めるときは、これを認証するものとする。

### (試験制度の変更)

- 第3条 前条第1項の認証を受けた実施機関（以下、「認証制度実施機関」という。）が、当該認証に係る試験制度に関する必要な事項について、適合性等に影響しうる重要な変更を行うときは、当該変更内容について当機構の認証を受けなければならない。ただし、適合性に影響を与えない程度の軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認証試験制度実施機関は、前項ただし書きの軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当機構に届け出なければならない。ただし、認証試験制度実施機関が変更内容につき軽微であると判断して届け出た場合であっても、当機構が、その変更内容を本認証基準との適合性等に影響しうると判断したときは、認証試験制度実施機関は、当該変更内容について当機構の認証を受けなければならない。
- 3 当機構は、前条第1項の認証に係る試験制度に関する必要な事項（第1項及び第2項の定めによる変更の認証があったときは、その変更後のもの）に従って試験制度が行われていないと認めるときは、その認証を取り消すことができる。
- 4 前条第3項の定めは、第1項の認証について準用する。

### (権限の委任)

- 第4条 当機構の理事長は、第2条及び第3条の定めによる認証権限その他この規程に定める権限を認証判定委員長に委任する。
- 2 認証判定委員長は、前項により認証判定委員長に委任された第2条第1項による認証権限に属する事務の一部につき、認証判定委員会規則及び審査委員会規則の定めるところにより、審査委員長に行わせることができる。

### (認証の評価)

- 第5条 審査委員長は、前条第2項に基づき、試験制度及び実施機関について評価を行う場合、認証制度実施機関が当機構に提出した第2条第2項の認証申請書及び申請書類が本認証基準に適合するか否かを判断の指標としてこれを行うものとする。

- 2 審査委員長は、本認証基準への適合の評価に際しては、試験制度の内容を勘案し総合的に判断する。評価に際しては、必要に応じヒヤリング又は現場視察を行うことができる。本認証基準への適合の評価の結果に基づき、審査委員会委員長が総括評価報告書を作成し、当機構認証判定委員会の審議に諮る。
- 3 当機構認証判定委員会は、審議結果により、本認証基準に適合するものであると認めるときは、認証制度実施機関が申請した試験制度に対し認証判定を下す。

#### (合格証の発行)

第6条 試験制度に係る合格証の発行は、当機構から第2条第1項の認証を受けた実施機関がこれを行うことができる。

#### (認証の期間と更新)

第7条 試験制度の認証の期間は、認証を行った日から3年間とする。

- 2 認証制度実施機関が、認証期間の更新を希望する場合には、認証期間満了の6ヶ月前に、当機構に所定の更新手続き書類を提出しなければならない。
- 3 当機構は、認証制度実施機関が提出した更新手続き書類を審査し、本認証基準に適合するものであると認めるときは、これを更新する。

#### (経費の負担)

第8条 試験制度の認証の申請、更新及び現場視察等に関する必要経費並びにその認証後の変更内容の認証等に関する必要経費は、別添1に定める「認証に関わる経費」に従い、第2条第1項の認証の申請を行った実施機関又は認証試験制度実施機関が負担するものとする。

#### (認証後の遵守事項)

- 第9条 認証試験制度実施機関は、当該制度に関する説明書、合格証その他の文書に、「特定非営利活動法人日本エステティック機構より認証されたエステティシャン試験制度」である旨の記載及び当機構が指定する認証マークにより、消費者等に対して見やすい箇所において明瞭に判読できるように表示する方法、その他容易に認識することが出来るように表示することができる。
- 2 認証試験制度実施機関が行う当該試験制度に係るエステティシャンの養成を目的とする学校等で認証マークを利用する必要があると認められた場合は、その目的及び用途等を明確にして、当機構に事前に認証マーク利用届出書を提出しなければならない。
  - 3 認証試験制度実施機関は、別添2に定める「認証に当たっての確認事項」を確認し遵守するものとする。

#### (公表)

第10条 認証を受けた試験制度及びその認証試験制度実施機関の名称は、遅滞なく、その旨を当機構のホームページに公表する。

#### (認証の取消)

第11条 当機構は、認証試験制度実施事業者が認証の有効期間中に以下に定める事項に該当したと認めるときは、その認証を取り消すことができる。

- ①認証の有効期限を過ぎても更新申請が行われない場合
- ②制度運営に関して、認証申請書記載内容と著しく差異の生じた場合
- ③評価基準に著しく違反する事実が確認された場合
- ④解散又は破産申立をした場合(民事再生法、会社更生法、特別清算等の適用会社を含む)
- ⑤補助、保佐および後見の宣告を受けた場合
- ⑥その他、前記各号に準ずる事象の場合

- 2 当機構は前項に基づく取り消しがあった場合は、その旨を本機構のホームページに公表する。

(補則)

第 12 条 前各条に定めるものの他、試験制度に係る認証の実施に関して必要な事項は当機構理事会で定める。

附則

この運用規程は、平成 22 年 4 月 5 日より実施する。

## 別添 1

### 認証に関わる経費

- 1、試験制度の認証申請、現場視察等に関して必要な経費を下記のように定める。
- 2、経費額の変更その他必要事項は、理事会で定める。
- 3、申請者は、日本エステティック機構よりの経費請求書に基づき必要経費を納入する。
- 4、納入された経費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

#### 記

① 初期認証経費（申請時）	1,000,000 円
同上（認証付与時）	2,000,000 円
<hr/>	
初期認証経費合計	3,000,000 円
② 認証後の登録料	2,000 円×合格証発行数
注：合格証発行数を月次で報告し、JEO は月次実績にて経費請求書を送付。	
③ 更新経費（3年ごと）	1,000,000 円
④ 現場視察経費	実費
⑤ 変更内容認証経費	実費

## 別添 2

### 認証に当たっての確認事項

認証申請者殿

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

認証申請に当たり次の事項を確認し、遵守してください。

- 1、経費：認証経費、認証後の年登録費、および更新経費に関しては、最新版の「認証に関わる経費」を参照してください。
- 2、認証と更新：認証された制度に対しては、認証書を発行し、当機構のホームページに公表いたします。有効期限は3年です。更新は運用規程第7条に基づいて実施します。
- 3、試験の識別番号：貴団体が実施する試験には個々に識別番号（認証番号を最初の桁に付ける）をつけ、内容に責任を持つことをお願いします。これは当機構が認証した試験制度において、実施時期の相違に伴う内容の変更への対応と、試験内容のトレーサビリティを確保するためです。
- 4、合格証の認証マーク：認証後、貴団体が個々のエステティシャンに発行される合格証には、当機構から認証を受けている旨を認証番号とともに記載することができます。また、当機構の認証マークシールを、合格証の適当な場所に貼付あるいは印刷してください。貼付する場合はマークをお送りします（無料）。印刷する場合には一辺が指定の正方形になるようにしてください。ロゴマークのJPEG ファイルを提供します。確定した時点で当機構に合格証発行名簿を送付して下さい。
- 5、合格者数：認証後は、貴団体の合格証発行数について、1ヵ月ごとに取りまとめ、当機構へお知らせください。

－以上－